



指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所で、土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定されています。



指定避難所

災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が、一時的に滞在することを想定した施設です。

※浸水想定区域内にある町指定避難所については、災害の種類、規模、状況に応じて町が開設の可否を決定します。

奥川水系 奥川(北部)・二河内川

位置図



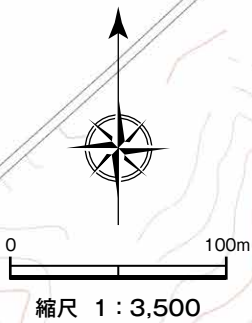
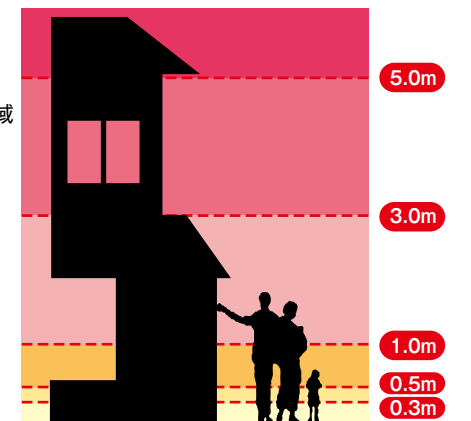
水防法改正等の経緯と浸水想定区域図の作成経緯

近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増し、三重県内でも大きな被害のあった平成 23 年 9 月紀伊半島豪雨や平成 24 年九州北部豪雨などにおいて、計画規模を上回る洪水により大規模な氾濫が発生していることから、水防法が改正され、洪水予報河川及び水位周知河川において、想定最大規模の洪水に対する浸水想定区域図の作成が法的に義務付けられました。

※この図は、現状(令和 5 年 3 月)の堤防を考慮した洪水想定区域を図示しています。

浸水深区分

- 10.0~20.0m 未満の区域
- 5.0~10.0m 未満の区域
- 3.0~5.0m 未満の区域
- 1.0~3.0m 未満の区域
- 0.5~1.0m 未満の区域
- 0.3~0.5m 未満の区域
- 0.3m 未満の区域



コミュニティセンター
高岡会館

山の神橋

のぞみ橋

文
錦小